

平成25年度税制改正主要事項

平成25年1月
農林水産省

	要望事項	概要
1	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例 (所得税・法人税)	2年延長
2	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置 (登録免許税)	2年延長
3	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置 (不動産取得税)	2年延長
4	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等における営農困難時貸付けの要件緩和 (贈与税・相続税・不動産取得税)	要件の緩和 適用事由に、農業従事を不可能にする故障として市町村長の証明により確認した場合等を追加
5	新用途米穀加工品等製造設備の特別償却 (所得税・法人税)	2年延長
6	特定地域における工業用機械等の特別償却制度 (振興山村として指定された地区) (所得税・法人税)	2年延長
7	商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業・農業協同組合等の経営改善のための設備投資を促進するための税制措置 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)	制度の創設(2年間の措置) 一定の金額の建物附属設備、又は器具・備品を取得した場合に、設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用